目黒区立保育園における人材派遣事業（保育士）に関する公募型プロポーザル実施要項

令和８年１１月

目黒区子ども若者部保育課

１　目的

区立保育園の安心安全かつ安定的な運営を図るため、常勤職員及び会計年度任用職員の欠員代替保育士派遣事業受託業者を募集する。

当該事業については、専門的な知識及び豊かな経験を持つ人材の派遣を必要とする業務であるため、価格のみならず、業者の企画性、在籍保育士の専門性や実績等も評価の上、総合的に比較検討し、業務遂行能力のある優良な業者を公正に選考するものとし、公募型プロポーザル方式を採用する。

２　概要

（１）業務名称

目黒区立保育園における人材派遣事業（保育士）

（２）履行内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）履行期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、同一業者へ事業を委託することにより、同一保育士の派遣が可能となり、園児にとっての心理的負担を軽減し、区立保育園の安心安全かつ安定的な運営を行うことが可能となることを踏まえ、履行期間内における履行評価等の結果が良好であることを確認の上、一定の継続性が必要と区が判断した場合には、翌年度以降契約を継続する予定である（最長令和１２年３月３１日まで)。

（４）職腫

保育士

（５）選定業者数

３社

（６）派遣依頼予定人数

１社あたり８名程度（週５日３８時間４５分勤務の場合）

３　就業場所

次頁に示す表のいずれかの施設とする。

なお、現在、当区では区立保育園の民設民営化を進めており、令和１０年度以降、契約を継続する場合はこの影響を受けるため、施設数が減となる。(当該民営化計画については別途、公式ウェブサイト等を参照すること)。

＜就業場所一覧＞

	施設名称	所在地	民営化計画等に伴う閉園予定有無
1	目黒区立駒場保育園	目黒区駒場 1-22-1	予定なし
2	目黒区立菅刈保育園	目黒区青葉台 2-10-27	予定なし
3	目黒区立田道保育園	目黒区目黒 3-4-4	予定なし
4	目黒区立不動保育園	目黒区下目黒 6-11-20	予定なし
5	目黒区立祐天寺保育園	目黒区祐天寺 1-10-9	予定なし
6	目黒区立中央町保育園	目黒区中央町 2-30-7	予定なし
7	目黒区立目黒本町保育園	目黒区目黒本町 2-1-20	予定あり（時期未定）
8	目黒区立原町保育園	目黒区原町 1-20-16	予定なし
9	目黒区立南保育園	目黒区南 1-18-30	予定なし
10	目黒区立第三ひもんや保育園	目黒区碑文谷 5-15-19	予定あり（令和９年度末）
11	目黒区立大岡山保育園	目黒区大岡山 1-36-10	予定なし
12	目黒区立八雲保育園	目黒区八雲 3-10-18	予定なし

４　提案価格

（１）提案限度価格

ア　通常勤務単価　　３，３００円／時間（税抜）

イ　時間外勤務単価　４，１２５円／時間（税抜）

（２）注意事項

ア　提案した価格が提案限度価格を超える場合、提案を無効とする。

イ　最低制限価格は設定しないものとする。

ウ　令和１０年度以降については、賃金構造基本統計調査及び職業安定業務統計の値の変動等により勤務単価の改定の必要が生じたときには、別途双方協議の上、改定を行うものとする。

５　スケジュール

区分	日程	内容
申込ほか	令和８年１１月２５日（水）	質問受付開始
	令和８年１２月　２日（水）	・プロポーザル参加申込書（別記様式１）提出期限 ・質問書（別記様式２）受付期限
	令和８年１２月　８日（火）予定	質問書への回答
提案	令和８年１２月１４日（月）	プロポーザル提案書（別記様式３）及び企画提案書（別記様式４）提出期限
一次審査	令和８年１２月中旬から下旬	・第一次審査（書類審査） ・第一次審査結果通知
二次審査	令和９年１月１８日（月）予定	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング実施）
結果	令和９年　１月下旬	選定結果通知、公表

６　参加要件

次の条件を全て満たしていることを当該業務に係る参加要件とする。

（１）目黒区の競争入札参加資格を有していること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（３）目黒区から入札参加除外又は指名停止の措置を受けていないこと。

（４）会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（５）保育士資格を有し、認可保育施設又は認可外保育施設での勤務実績が原則２年以上の者を安定的に派遣することができること。

７　参加申込

（１）参加申込期限

令和８年１２月２日（水）１７時

（２）提出書類

プロポーザル参加申込書（別記様式１）

（３）提出方法

業者は、必要事項を記載した提出書類を「13　提出先・問い合わせ先」へ電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「【プロポーザル参加申込】目黒区立保育園における人材派遣事業（保育士）」とすること。

（４）質問及び回答

ア　業者は、本要項に記載の内容について質問がある場合は質問書（別記様式２）に内容を簡潔に記入の上、令和８年１２月２日（水）１７時までに「13　提出先・問い合わせ

先」へ電子メールにより提出すること（質問は１業者につき１回までとし、質問がない場合は提出不要とする。）。

ただし、質問書（別記様式２）を提出できる業者はプロポーザル参加申込書（別記様式１）を参加申込期限までに区へ提出した業者（以下「参加申込者」という。）に限るものとする（プロポーザル参加申込書（別記様式１）と質問書（別記様式２）の同時提出は可能とする。）。

なお、プロポーザル参加申込書（別記様式１）とは別に提出する場合、電子メールの件名は「【プロポーザル質問】目黒区立保育園における人材派遣事業（保育士）」とすること。

イ　区は、全ての参加申込者に対し、質問者名を伏せた上で、全ての質問及びその質問への回答を電子メールにより送付する。ただし、参加申込時の提出書類に不備等があり、参加要件を満たさない参加申込者に対しては回答しないものとする。

ウ　回答の際、質問内容は原則として、要旨とする。

エ　質問書（別記様式２）によらないものや質問書受付期限後の問い合わせには回答しないものとする。

（５）質問書への回答予定日

令和８年１２月８日（火）

８　提案書等の提出

（１）提出書類

ア　プロポーザル提案書（別記様式３）

イ　企画提案書　　（別記様式４）

（２）提出方法

提案予定者は、提出期限までに提出書類を全て揃え、「13　提出先・問い合わせ先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は期限必着とする。

（３）提出部数ほか

正本１部及び副本７部を提出すること。

なお、正本は商号、名称及びロゴマーク等を記載し、副本は商号、名称及びロゴマーク等業者を特定又は推測できるものを絶対に記載しないこと。

また、正本及び副本それぞれについて、全ての提出書類をＡ４判片面刷り５０頁以内にまとめ、見易い位置に連番で頁番号を付し、インデックスをつけた上で、Ａ４縦型フラットファイルに左穴あけ綴じにしたものを提出すること。

（４）提出期限

令和８年１２月１４日（月）１７時

（５）注意事項

ア　提出期限までに全ての書類が到達しなかった場合は失格とする。

イ　提出書類の返却は行わないものとする。

ウ　提案に係る費用は、提案予定者が負担するものとする。

エ　上記提出期限以降の書類の差し替え及び再提出はできないものとする。

オ　区は業者名並びに選定経過及びその結果について、公開できるものとする。

９　選定方法及び評価基準

（１）選定方法

ア　選定委員会による審査

委託候補業者は、目黒区立保育園における人材派遣事業（保育士）業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査に基づき決定するものとする。

当該審査では、業者の企画性、在籍保育士の専門性や実績等も評価の上、総合的に比較検討し、業務遂行能力のある優良な業者を公正に選考するため、選定委員会において、評価点方式による審査を行うものとする。

なお、企画提案者が１社のみの場合でも、選定委員会による審査を実施する。

イ　第一次審査

企画提案者から提出されたプロポーザル提案書（別記様式３）及び企画提案書（別記様式４）等の内容について審査し、評価点の高い順から第一次審査通過者として、５社程度を選定する。当該結果については、審査を受けた企画提案者へ令和８年１２月中旬から下旬に電子メールにより通知する。

ウ　第二次審査

第一次審査通過者に対し、選定委員会で第二次審査を目黒区総合庁舎内会議室にて実施するものとする。

第二次審査対象となった業者（以下「第二次審査対象者」という。）は、企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書の範囲内とし、提案の追加や変更は禁止とする。

なお、企画提案書で提案した範囲内であれば、資料の形式は問わないものとする。パソコン等を使用する場合は、第二次審査対象者において用意すること。プロジェクター及びスクリーンは区の物を使用することもできるため、別途通知する第二次審査実施日の３日前までに選定委員会事務局へ問い合わせること。

選定委員会は、第一次審査と第二次審査の評価を合わせて合計評価点を算出し、最終順位を決定の上、順位の高い業者から３社を委託候補業者として決定するものとする。また、この３社の次に順位の高い業者を次点委託候補業者として決定するものとする。合計評価点が同点となった場合は、選定委員会で合議の上、順位を決定するものとする。

（２）審査結果の通知

審査結果については、第二次審査対象者へ令和９年１月下旬に書面により通知し、選定の経過及び結果について、公式ウェブサイトで公表するものとする。

10　失格について

（１）当該選定が終了するまでの間、「６　参加要件」を満たさない場合は、失格とする。

（２）提出書類に虚偽の記載又は重大な過失による不実記載等がある場合は、失格とする。

（３）選定後から契約締結までの間において、（１）、（２）又はその両方に相当することが判明した場合は、当該選定結果を無効とし、失格とする。

（４）提案した価格が提案限度価格を超える場合、提案を無効とする。

（５）「７　参加申込」（２）の提出があった場合でも、「８　提案書等の提出」（１）の提出がない場合は、失格とする。

（６）委託候補業者が辞退又は失格となった場合、次点委託候補業者を繰り上げ、委託候補業者とするものとする。

11　契約等

契約に当たっては、委託候補業者と企画提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様を決定する。ただし、委託候補業者が辞退した場合若しくは失格となった場合又は協議が不調となり契約成立が見込めないと区が判断した場合は、次点委託候補業者を繰り上げて、提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様を決定する。

12　その他

（１）委託候補業者に選定されたことをもって、提案した全ての内容や提案した金額による契約・仕様を保証するものではない。契約・仕様内容については、別途協議を行うものとし、提案のあった単価又は費用についても、その金額を保証するものではなく、その金額を上限として協議し、決定するものとする。

（２）協議が不調となった場合であっても、それまでに要した費用を含めて補償しないものとする。

13　提出先・問い合わせ先

〒153-8573　目黒区上目黒 2-19-15　目黒区子ども若者部保育課保育係　担当：岩田

直通電話：03-5722-9865（平日９時から１７時まで）

メールアドレス：hoiku01@city.meguro.tokyo.jp

以　　上